

第一百二十九回 参議院大蔵委員会会議録 第三号

平成六年三月二十九日(火曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

上杉 光弘君

委員

須藤 良太郎君
竹山 裕君
前畠 幸子君
山本 正和君
白浜 一良君

事務局側
常任委員会専門
員
国税庁徴収部長
吉川 正顯君
下村 純典君
町村税課長
梶田信一郎君

説明員

大蔵省主計局次
長
大蔵省主税局長
小川 是君
大蔵省関税局長
高橋 厚男君
大蔵省理財局長
石坂 国身君
国税庁次長
三浦 黙君
正顯君

竹島 一彦君

大河原 太一郎君
片山虎之助君
佐藤 泰三君
清水 達雄君
橋崎 泰昌君
増岡 康治君
梶原 敬義君
志苦 榎君
鈴木 和美君
堂本 晓子君
池田 治君
寺崎 昭久君
野末 陳平君
牛嶋 吉典君
吉岡 宗康君
吉岡 吉典君
島袋 正君
田波 耕治君
藤井 裕久君
北側 一雄君

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○法人税法の一部を改正する法律案(吉岡吉典君発議)
○委員長(上杉光弘君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

大蔵政務次官
大蔵大臣官房総務審議官
第五部
大蔵委員会会議録第三号 平成六年三月二十九日【参議院】

する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)並びに法人税法の一部を改正する法律案(吉岡吉典君発議)の七案を一部として議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

岡先生のお出しになった法律案を審議するわけですが、それでも、日切れ法案ということで年度末に審議をなさっておられるんすけれども、どうもよく見たところ本当の日切れ法案というのは二法案ではないだろうか、あとの四つの法案、すなわち相続税法の一部改正、それから国債の特例に関する法律案、それから特別措置法の一部を改正する法律案はどうも日切れ法案とは從来言ってなかつた法案のような気がするんですが、政府が特に今回切れ法案と一緒に審議をしてもらいたいと言つておられるのはなぜなのか、ちょっと御説明を願いたいと思います。

○國務大臣(藤井裕久君) これは院の御熱心な御協議の結果決まったことでもあり、行政府としてこれについていろいろ言及するのは差し控えさせていただきたいと思います。院がこのように御決定をいただいたことで、大変ありがたく思つて、ことだけ申し上げさせていただきたいと思いま

す。

○橋崎泰昌君 院が決定したというのはそのとおりだと思います。しかし、政府もこのようなことを熱心におっしゃっておられたことも間違いないと思います。

特に、所得税の特例に関する法律案、これは予算案の骨格をなす法律だといふに思つています。酒税法案も歳入予算と関係がある。しかし

予算案そのものはいまだに衆議院にあって参議院で、これが改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に關

では顔も見てない、においもかない。そういうときこの審議をするというのは大変異例なことであるというふうに思いますが、いかがでござりますか。

○國務大臣(藤井裕久君) ただいま本予算の問題も含めまして院において真剣な御論議をいたしておりますもので、それについての言及は改めて差し控えさせていただきますが、私ども三月四日の日に平成六年度予算及び関係法律を提出したということは、通常の状態からいえば正常な状態でないということは率直にお認めいたしたいと思います。

○橋崎泰昌君 正常な状態でない状態で審議をしなければならないということで、私は予算案とともに審議をすべきであるというふうに思つていますが、両院の協議でそういうことになつたといふことでありますので、質問を続けさせていただきます。

最初にまず、国債政策についての御質問を申し上げたいと思います。実は予算案がまだ来てないんで見てないんですけど、まあ見てないと言うとちょっとあれですが、予算案では今年度国債発行を建設国債で十兆五千億円、特例公債で三兆一千億円、合計十三兆六千億円の発行をなさるということですね。

一般会計まだ見てないんですけれども、書類が回つきましたから見たということにして、一般会計の国債依存率は一八・七%になっているんですね。大変高い依存率になつていて。それからまたさらに言えば、国債費が十四兆円ということですね。

○國務大臣(藤井裕久君) 橋崎委員の御指摘のことです。

何か国の財政が危うくなっているような感じがいたしますが、いかがでございますか。

○國務大臣(藤井裕久君) 橋崎委員の御指摘のと

おり、私どもも現在の財政の状況というものを極めて真剣に深刻に受けとめております。ただ、最近数年間の例は、もう御承知のとおり、この経済状況に対して、そのような措置をとっても景気対策をとるべきであるという私どもは一つの政策選択をしたということは事実でございます。

いろいろこれも院において御議論がございました。今植崎委員言われるよう、安易な国債政策はとるべきでないという御議論、あるいは余りにそういうことにこだわるから景気対策が後手に回るのではないかという御議論、いろいろあったことを踏まえながら、私どもとしてはぎりぎりの限度での政策選択をしたということを御理解いただきたいと思います。

○植崎泰昌君 政策を選択したんだというお話をそのとおりでございましょう。しかし、国債を幾ら出しても構わぬというふうには実はならないわけです。いかがございましょう、世界の比較から見て、現在、国債の現存額あるいは利払い額というものは一体どれぐらいになっているのか御説明願いたいと思います。

○政府委員(竹島一彦君) お答え申し上げます。平成六年度末の我が国の国債残高でございますが、二百兆円を超える見込みでございます。それによる利払い費が歳出予算総額の約二割を占めるということになりますが、諸外国を見ますと、まず公債の依存度というマルクマールで申し上げますと、G5の中でフランスが一九九四年度に一九・六%ということでおあります。日本は一八・七%。御指摘のとおりでございまして、一番目に悪い数字になつてございます。

それから、歳出総額に占める利払い費だけです

と、日本は一九九四年度で一五・九%。ちなみにこれはG5の中で一番悪い数字でございまして、アメリカの一四%を上回った高い数字になつてござります。

それから、長期政府債務残高のGNPに対する

比率、これで申し上げますと、アメリカが五九・

五%。これは一九九三年度の数字でござりますが、ということで一番高い数字でございまして、日本はそれに次いで、五三%ということだ、GNPの過半を占める長期政府債務残高を有しております。これは一九九四年度の数字でございます。

以上でございます。

○植崎泰昌君 今伺つてみましても、世界の中でも国債残高が平成六年度末に二百兆円を超えると、今後処理すべき債務というのを出しておられますね、これが三十九兆ということになつています。ところが、別途の資料としてはさらに六十兆円ぐらゐの一般会計債務がある。それは国鉄の長期債務の返済金を含んでいないということでありますけれども、それを足すと、どうも二百兆円の債務ではなくて、実際上政府が背負っている債務というのは二百六十兆ないし二百八十兆に及ぶんじゃないでしょうか。国民の間には、大蔵省は二

百兆二百亿と言つて、どうも二百数十兆あるんだという数字になつていませんね。

実は、これだけの借金をして、現象的に何が起こるか、国民一人当たりに直しますと、二百六十兆といふ数字は、もうあちやくな話なんですね。実質的な借り入れが六十数兆も別にあるということをはつきりさせることが必要であるといふふうに思いました。

○植崎泰昌君 御報告だけじゃだめなんですね、これが三十九兆ということになつています。ところが、別途の資料としてはさらに六十兆円ぐらゐの一般会計債務がある。それは国鉄の長

期債務の返済金を含んでいないということです。今六十兆足したのは一般会計が借り入れているもの等々を含めてのことだと思います。やや性質が違いますが、国会にはこの上積み部分もさわつと多く債務があるんじゃないでしょうか。例年政

府が国会にお出しになつておられる資料を見る限り、今はまだ債務というのを出しておられませんが、国会にはこの上積み部分もさわつと多くの債務があるんじゃないでしょうか。例年政

界にもまれに見る大きなれになつてていると思うんですね。ですから、財政のポジションというものをもう少しほきりさせて、二百六十兆あるんだと一百六十兆あるんだと、二百兆、二百兆なんですね。どうですか、大臣。

○国務大臣(藤井裕久君) 今の二百兆というのは要するに国債ベースの話でございまして、恐らく今六十兆足したのは一般会計が借り入れているもの等々を含めてのことだと思います。やや性質が違いますが、国会にはこの上積み部分もさわつと多く債務があるんじゃないでしょうか。例年政

府が国会にお出しになつておられる資料を見る限り、今はまだ債務というのを出しておられませんが、国会にはこの上積み部分もさわつと多くの債務があるんじゃないでしょうか。例年政

府が国会にお出しになつておられる資料を見る限り、今はまだ債務というのを出しておられませんが、国会にはこの上積み部分もさわつと多くの債務があるんじゃないでしょうか。例年政

府が国会にお出しになつておられる資料を見る限り、今はまだ債務というのを出しておられませんが、国会にはこの上積み部分もさわつと多くの債務があるんじゃないでしょうか。例年政

府が国会にお出しになつておられる資料を見る限り、今はまだ債務というのを出しておられませんが、国会にはこの上積み部分もさわつと多くの債務があるんじゃないでしょうか。例年政

府が国会にお出しになつておられる資料を見る限り、今はまだ債務というのを出しておられませんが、国会にはこの上積み部分もさわつと多くの債務があるんじゃないでしょうか。例年政

府が国会にお出しになつておられる資料を見る限り、今はまだ債務というのを出しておられませんが、国会にはこの上積み部分もさわつと多くの債務があるんじゃないでしょうか。例年政

わけですね。今ちょっと御説明では欠けましたけれども、国債の指標銘柄では今四・一%ですね。それからC.D.の三ヶ月物では現在二・二九%ですね。大変な乖離が行われている。要するに市場原理が内外に働いてないんですね。後でまたクラウド・ディングアウトかどうかという話を伺いたいと思いますけれども、そのような状態に少しずつなりつつあるんじゃないいか。日銀は短期を緩めに運用して何とか金利を下げていこうとしているけれども、長期金利だけが自動的に動いていつかやっている。

う各段階における共通の現象だと思います。

それから、常に私は国会で申し上げておおりましたように、国債政策というものは財政の健全化だけからやっているのではないんだということは常に申し上げてまいりました。つまり、今の稽査委員の御指摘のように、民間資金といものを吸収することによって金利を上げ、この運営いかんによつてはクラウディングアウトというか、インフレというか、そういうものを生ずるということは私は国会で常にずっと言い続けてまいりましたが、あります。

す。その原因是、重ねて申し上げますけれども、國債を多額に発行し過ぎているということ、民間資金を吸い上げているということ、まあクラーディングアウトですね。ということに原因が私であるように思ふんです。

そこで、政府の立場としては、さつきちょっと、大臣と言われましたけれども、民間資金が滞留しているんだから、それを吸い上げるというのは基本的には許されるんだという意味で國債発行を考えておられるといふやういにおっしゃったんであります。ところが民間資金は少しずつ、枯渇したと、到底思えませんけれども、何らかの思想がある

つきましては、市場関係者と十分に打ち合わせをしながら発行計画を考えるところでござります。
具体的に申し上げますと、十年債というのがシ
圃引き受けということで国債の中心でございます
けれども、こればかりに頼るということは大変問
題がございます。そういう観点から、公募入札の
いろいろな種類の国債、これを考えておりまし
て、二十年債、六年債、四年債、二年債、短期國
債、いろんな種類の国債をいろいろな時期に応じ
まして、ニーズに応じまして発行していく、さま
ざまな角質から工夫をさせていただきたいと考え

それだけに、少し、たまたま原因があなたなり
がせんけれども、長期金利が上がると困ること
が幾つもあるわけですよ。一番困るのは住宅ロ
ンですよ。住宅金融公庫の金利を〇・六%程度上
げようとしているじゃないですか。それは長期金
利が動いているからですよ。

そういう長期金利が動いている理由を金融機関
に聞いてみると、やっぱり荷もたれ感だとい
うんですね。要するに、公債がいっぱい出て、どう
もしょい切れないので、金利が上がって、どう
も困るという説が専らだというぐらいに私は思
います。そして、言ってみればその荷もたれ感のため
す。

金が滞留している段階である程度の国債政策といふのは是認されるという前提のもとに本年度の予算を組ませていただいております。

そこで、私は、そういう状況の中で今後の景気対策は、総合的な財政政策、あるいはそういう総需要政策のみならずの政策減税であるとか、あるいは金融のいわゆる不良債権の処理だとかニービジネスへの転換への助成だとか、そういうものの全体を通じまして景気回復というものを本格的動道に乗せるということが大事だと考えております。

でしよう。しかし金利が上がつていいっている。
ういう状態の中で政府は一体何ができるんだと、
政府の平成六年度の国債発行のスケジュールを見てみますと、民間資金からの調達というのが
常に上がっていきますね。政府部門からの調達は
年度とほぼ変わらない。しかし民間調達部門か
の調達が非常に上がってている。これは、言つて
れば長期金利を上げようとしているよ
な政策のようと思われますが、いかがですか。
○國務大臣（藤井裕久君） 金利が上昇機運にあ
ることは、今御指摘の国債政策にも関連してい
る

○橋崎泰昌君 長期金利が上がり始めたのは、実は一月が底で、二月になつてから上がり始めたんですね。今理財局長が御答弁なさった平成六年度の発行計画というは、実は二月に、これほど長期間金利が上がっていないときにつくられた計画なんですね。

ちなみに申し上げますれば、平成六年の全体の国債発行の計画は三十六兆三千億円なんですね。そのうち民間で消化する部分が二十八兆、公的部門で消化するのが七兆七千億というやあいになつておられます。そして年度ごと七千億、実

に、どうも将来とも金利が上がっていくんじゃないかな。
いかというような感じで今国債のディーラーたる
が働いていると、こういうような状態ではないか
というぐあいに思うんですね。

そういう段階になつて政府は一体何をやろうと
考えているのか。これについては、いや、これ自
然現象だからしようがないんだ、経済現象だから
しようがないんだとあきらめているのか。あきら
めたことの結果として住宅ローンが上がって
く、住宅金融公庫の金利が上がっていく、それは
一体どういうことなんですか。

○國務大臣（藤井裕久君） 金利が特に長期金利を
中心に今上昇傾向にあるということ、そしてその
理由は理財局長がお答えしたとおりだと思いま
す。私はやっぱり景気回復のめどが出てくるなど
うしても短期より先に長期が上がると、これはよ

現在の金利水準は、最低金利からどうと確かにあ
るといふこともひとつ、御承知と思ひますが御理解を
いたいただきたいと思います。

○ 楠崎泰昌君 全体としては低金利だというの
は、まあブルの時代に比べればそうかもしませ
ん。しかし今必要なのは、やっぱり金利を下げ
て景気回復に資するということで、いや景気の回
復の前には長期金利が上がっていくのはしようが
ないんだよ、ということでは政府の責任は僕は果た
せないというふうに思ふんですね。

さつきも申し上げたように、今設備投資が動いて
いないにもかかわらず長期金利だけが動いたらち
う。株が動くのはしようがないと思ひますよ。し
かし、金利がこういうように上がっていくといふ
のは極めて異常な事態だというふうに思ふんで

上昇傾向というのも非常に影響があると思います。特にアメリカ金利の上昇というものがこれ大きな影響を与えていることは事実だと思います。

それからもう一つお答えしたいことは、私は景気対策の国債政策というのは、経済のある局しかやってはいけないということはもう御指摘とおりだと思いますし、これはもう前国会かずっと言ってまいりたことでございます。そして今度は、現実に資金需給の中でのよるに国債消化していくかという問題は、今理財局長からえさせたいと思います。

○政府委員(石坂匡臣君) 六年度の発行計画についての御指摘がございました。これを立てます

そこで、政府の立場としては、さつきちょっと資金を吸い上げているということ、民間資金を吸い上げているということ、まあクラディングアウトですね。ということに原因が私、あるように思ひうんです。

大臣言われましたけれども、民間資金が滞留しているんだから、それを吸い上げるというのは基本的に許されるんだという意味で国債発行を考えておられるというやあいにおっしゃったんですね。ところが民間資金は少しずつ、枯渇したと到底思えませんけれども、何らかの思惑があるでしょう、しかし金利が上がっていつている。そういう状態の中で政府は一体何ができるんだと、政府の平成六年度の国債発行のスケジュールを見てみますと、民間資金からの調達というのが非常に上がっていますね。政府部門からの調達は年度とほぼ変わらない。しかし民間調達部門からの調達が非常に上がっている。これは、言つてれば長期金利を上げよう上げようとしているよな政策のようにも思われますが、いかがですか。

○国務大臣(藤井裕久君) 金利が上昇機運にあることは、今御指摘の国債政策にも関連しているということは、理財局長がワン・オブ・ゼムとし答えたとおりだと思います。世界的な長期金利上昇傾向というものも非常に影響はあると思ひます。特にアメリカ金利の上昇というものがこれ大きな影響を与えていることは事実だと思ひます。

それからもう一つお答えしたいことは、私は景気対策の国債政策というのは、経済のある局しかやってはいけないということはもう御指摘とおりだと思いますし、これはもう前国会かずつと言つてまいりたことでございます。そして今度は、現実に資金需給の中でどのように国債消化していくかという問題は、今理財局長からえさせたいと思います。

○政府委員(石坂匡臣君) 六年度の発行計画についての御指摘がございました。これを立てます

られるんですか。

○政府委員(石坂匡身君) この六年度の発行計画のお尋ねでございますが、今先生御指摘なりましたとおり、確かに五年度の当初に比べますと六年度の当初計画は民間消化が七兆五千億ふえているのはそのとおりでございます。ただ、その後一次補正、二次補正、三次補正と三次にわたる補正をお願い申し上げました。その結果、五年度の三次補正後と比べますと、この六年度の計画は一兆強をえているというふうな姿になっておるということも御報告をさせていただきたいと思います。

それから、今御指摘になりました運用部の国債は、確かに五年度に比べまして六年度は細つておることは御指摘のとおりでございます。ただ、これは御案内のように、累次にわたります景気対策追加をしておるということ、あるいは国債の引き受けも行っています。それから、六年度もこの景気対策という中で財投にかなりのウエートを置いた予算編成が行われております。

これから御審議をお願いするところでございますけれども、一般財投の伸び率七・七%というふうなことでございまして、そうした中で国債の額が今御指摘のように若干減つておるということです。ただし、この減らすにつきましては、確かに時点という点では予算編成期にこれを御相談せざるを得ないので、そういうことになりますけれども、十分市中関係者と相談をしたということは事実でございます。

○植崎泰國君 今御説明がありましたように、資金運用部の資金が枯渇しかかっているんですよ。枯渇したからよがりがないんだといふんじゃないですね。政府の責任はそれじゃ聞えないわけですよ。要するに、平成六年に発行する国债は民間にずっと資金調達を依頼するという結果に現象上はなっちゃうんですね。だからそのところが、果たしてそれでいいのかねと。しかも、長期金利がどんどん上がつていつてるのは、アメリカの金

利が上がつてあるからしようがないんだというだけではだめなんですね。政府として一体何ができますか。

○本經濟あるいは政府部門にとって非常に高くなつたと、いうことをやつぱりお考えになる必要があると思います。

私がはあると思います。

ということは、同時に、現在発行すべき国債の総額というものが、借りかえも含めてやつぱり日本經濟あるいは政府部門にとって非常に高くなつたと、いうことじやないでしょうか。国債の発行は、大蔵大臣が言われたように、政策の選択であるということはありますけれども、やはり国債の発行についてもっとリジットに、そして国民の中に、現在二百六十数兆の借金があるんだ、一人当たり二百四十万円、五十万円の借金があつて、日本の国の政府、大蔵省、財政というものは今や、危機に瀕していると言ふことに加えて、今植崎委員の御指摘のことです。

と申しますのは、前国会から私は国債政策というのを経済のある局面しか適用してはいけないということを非常に強く言ってきましたつもりでございます。これは財政が後世代に負担を残すというこ

とに加えて、今植崎委員の御指摘のことです。

これは、またアメリカに対する回答として、減税の話と公共事業の二本柱として何かしら闇議決定しようとありますよ。新聞によれば、武

村官房長官が藤井大臣のところに来て、何とか公

共事業のお金の金額を入れてくれと言つて、け飛ばしたといふか、け飛ばしたとは書いてありますけれども、金額を入れるのは断弁してくれと、

こういうお話をございました。

実は、四百三十兆といふのは大変な数字なんですね。四百三十兆といふのは大変な数字なん

に申し上げますけれども、約三割が国債依存だと

いふように思います。間違つてたら御訂正ください。

そうしますと、大体百二十兆あるいは百三十兆といふ國債を担保にして四百三十兆といふ公共事業投資計画をつくっておられるわけですね。そう

いたしますと、年に直すと十三兆にどうしても建設国債だけでなっちゃう。平均すればそんなる。

そのような状態にあつてさらに公共事業をやさすんだと、それは公共事業をふやして建設国債をやつて国民は喜ばないわけがないと思いませんよ。

しかし、今の財政で公共事業をさらに行くんだとか。大蔵大臣の御感想を聞きたい。

やしていくくというような状態にあるんでしょ

うなことで、大変私はうれしく伺つております。

と申しますのは、前国会から私は国債政策といふのを経済のある局面しか適用してはいけないということを非常に強く言ってきましたつもりでございます。これは財政が後世代に負担を残すというこ

とに加えて、今植崎委員の御指摘のことです。

これは、またアメリカに対する回答として、減税の話と公共事業の二本柱として何かしら闇議決

定しようとありますよ。新聞によれば、武

村官房長官が藤井大臣のところに来て、何とか公

共事業のお金の金額を入れてくれと言つて、け飛

ばしたといふか、け飛ばしたとは書いてありますけれども、金額を入れるのは断弁してくれと、

こういうお話をございました。

実は、四百三十兆といふのは大変な数字なん

に申し上げますけれども、約三割が国債依存だと

いふように思います。間違つてたら御訂正ください。

そうしますと、大体百二十兆あるいは百三十兆といふ國債を担保にして四百三十兆といふ公共事業投資計画をつくっておられるわけですね。そう

ません。現時点におけるその配分さえ及び増額も含めて後世代に負担を残さないような形において考える、このような文章になつてることも御報告させていただきたいと思います。

それから、国の財政がここまで窮屈しているん

だということを大蔵省はもっと真剣になって国民にアピールしなきゃだめですよ。新聞を読んでい

ると、どうも大蔵省というのはけちんばだない

うような印象しか受け取られない。それはそう

じやないので、国の財政がいかに苦しいところにあり、その中でどれだけ努力しているかということ

をやつぱり大きくPRをする必要があると思う

んですね。

藤井大蔵大臣はもつとテレビに出られて、そし

て財政の苦しいことをアピールなさればいいじゃ

ないです。苦しいということをアピールすると

いうことは、藤井大臣はけちんばでしようがない

ときでございます。これは前国会で非常に強く言つてきたことでございまして、そのお考えをおつ

しゃつていただきたよう思います。大変感謝を

いたしております。

また、具体的なお話についてお話をございまし

たが、対外経済対策は本日の閣議において決定をいたしました。先ほど九時からございました。そ

の中で、減税問題につきましては、私が常に申しておりますように、またG7でも申しとおりな

のであります。本格的な税制改革をやる、しかし現在の経済局面において平成六年度は先行的に減税をする、しかしこれは年内に本格的減税をやる先行的なものである、こういうふうに申しておられます。

それと同じようなトーンで本日も、これはもと

もとは規制緩和とかそういうのが中心でございま

ります。

また、公共投資につきましては、公共投資の見直し、見直しというのはただよやすだけではあり

ません。現時点におけるその配分さえ及び増額も含めて後世代に負担を残さないような形において

考える、このような文章になつてることも御報告させていただきたいと思います。

○植崎泰國君 ぜひその公債政策については慎重におやりいただきたいと

思います。

○國務大臣(藤井裕久君) PRの問題は大変大事だと思いません。今おつしやった渡辺大蔵大臣のと

私は大蔵政務次官をさせていただいておりま

りませんでした。全国キャンペーんだけをやりま

した。当時の昭和五十四年度の国債依存度は三九・六%でありまして、今とほけた違いに高かつ

た。そういう中で私は全国を歩き回りました。東京と、こちらにはほとんどないでやりました。非常に重要なことはよく理解しているつもりでございますし、かかるべき時期にきらつとやらせていただきました。しかし、この時期に約束すべきことだと思っております。

次に、公共事業であります、御指摘のとおりであります。

○植崎泰昌君 政務次官の御感想はいかがですか。

○植崎泰昌君 政務次官の御感想はいかがですか。

○政府委員(北側一雄君) 大臣と同様でござります。

○植崎泰昌君 ゼロ身を挺してPRを、PRといふんですか、国民に対し理解を求めるという行動をとったいたいと、いうふう思いました。

○植崎泰昌君 そこで、さつきの二月十八日の閣議決定でございますね、あれはきちんともちろんやっていただかなきゃならぬ。この前、予算委員会でそれは總理の公約ですかと言ったところが、なかなか御返事なかつたけれども、政府の公約でありますと、いよいよお答えになつた。ゼロそなへはやつてもらわなきゃいけないんだけれども、実のことを言うと、あのときとちょっと事情が変わつてきているんですね。

今御提案になつていてる特別減税のための臨時措置法案には修正がくついておりまして、「平成七年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行ふものとする。」との関係はどういうふう思ひますか。

これはもちろん法律に書かれ、政府としても御納得をいただき、そのとおりにやるということでおしゃけれども、その二月十八日の閣議決定のものとの関係はどういうふう思ひますか。

○国務大臣(藤井裕久君) これはお許しをいただきたいと思います。

これはお許しをいただきたいと思います。

○国務大臣(藤井裕久君) 重ねてお答えさせていただきますが、連立与党の協議会において二月八日の方針に基づいて今御協議になつておるところであり、我々連立与党の内閣の一員としてこの協議というものの進展を慎重に見守らせていただきたいと思います。

○植崎泰昌君 大蔵大臣は与党を全部代表しているわけじゃないですかから、仰せのよう答弁かもしれません。しかし、連立与党の内閣の一員としてこの協議ははどうするんだということをはっきりさせてくださいよ、一体年内に全部やるのかやらないのか。

○植崎泰昌君 あの文章だけ見たのは、閣議決定そのものは平成六年分について言つてあるんだから、財源措置も含めて。ですから、今後一体どういうふう思ひます。

○植崎泰昌君 これは連立与党の協議会がお決めになることでありますから余り深くお話しはいたしませんけれども、今申し上げましたように、年内の税制改革というものは、本格的な税制のあり方を一体的に考える、このように私どもは認識をいたしております。

それから、先ほど国債政策でちょっと言い残しましたけれども、国債の償還年限が六十年、年一・六兆ずつ国債整理基金の中に入れていくということになつていますね。今特例債の話もしましたけれども、実は二百一兆の中に六十兆あたりは特例公債が入っているんですね。それも含めて六十兆円の減税をするが、年内に本格的税制改革を行ふ。その際には、この先行減税の財源問題も含め、しかも連立与党成立のときの公約であります資産、所得、消費のバランスのとれた税制改革をやる。新税の創設も含める。こういうことでございまして、私はこの御決定といふものに対して本当に敬意を表しておりますし、信頼をいたしております。

同時に、二月十八日の政府の決定いたしました税制改革要綱には、年内に税制改革を実現するということを明記していることも御承知のとおりであります。

○植崎泰昌君 そこで、さつきの二月十八日の閣議決定でございますね、あれはきちんともちろんやっていただかなきゃならぬ。この前、予算委員会でそれは總理の公約ですかと言つたところが、なかなか御返事なかつたけれども、政府の公約でありますと、いよいよお答えになつた。ゼロそなへはやつてもらわなきゃいけないんだけれども、実のことを言うと、あのときとちょっと事情が変わつてきているんですね。

今御提案になつていてる特別減税のための臨時措置法案には修正がくついておりまして、「平成七年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行ふものとする。」との関係はどういうふう思ひますか。

これはもちろん法律に書かれ、政府としても御納得をいただき、そのとおりにやるということでおしゃけれども、その二月十八日の閣議決定のものとの関係はどういうふう思ひますか。

○国務大臣(藤井裕久君) 連立与党は全部代表しているわけじゃないですかから、仰せのよう答弁かもしれません。しかし、連立与党の内閣の一員としてこの協議ははどうするんだということをはっきりさせてくださいよ、一体年内に全部やるのかやらないのか。

○植崎泰昌君 大蔵大臣は与党を全部代表しているわけじゃないですかから、仰せのよう答弁かもしれません。しかし、連立与党の内閣の一員としてこの協議ははどうするんだということをはっきりさせてくださいよ、一体年内に全部やるのかやらないのか。

○植崎泰昌君 これは連立与党の協議会がお決めになることでありますから余り深くお話しはいたしませんけれども、今申し上げましたように、年内の税制改革というものは、本格的な税制のあり方を一体的に考える、このように私どもは認識をいたしております。

年譜選六

先ほど何とおっしゃつたんですか、禁句でない方の、歯どめなんかのようなもの、そのようなものが実は今の国債にはかかるっていないわけですよ。私は湾岸戦争のときの特例債の発行は極めて

見事だったと思つています。出処進退が明らかで
あつた。今度は出処進退が明らかなかどうか、
これから政府のお考えがある程度時間がたてば具
現するんだと思いますけれども。

そのもう一つ前に、六十年償還だと言つてゐる

わけですね。四十一年から建設公債を発行し始めた。それで昭和四十二年の法律で六十年償還であるということを決められたんですが、この六十年でえちらっと私は長過ぎるんじゃないかというような気もいたしておりますが、その辺について、きょうは特に深くやるつもりはありませんけれども、一応大蔵省のお考えを聞かせてください。

○国務大臣(鶴井裕久君) 建設公債の六十年償還
というのには、基本的には、やはり見合いの資産があり、その見合いの資産の活用できる期間ということから来ていると思います。あれはたしか五十年度の補正で特例公債を出したわけですが、そのときは十年償還ということでやったわけです。私も担当しておりました。それがちょうど十年が来た昭和六十年にこの原則を外したというのが経緯だと思います。その経緯等々につきまして、補足することを主計局から答えていただきたいと 思います。

○政府委員(竹島一彦君) 六十年償還ルールにつきましては、橋崎委員おっしゃったとおり、昭和四十二年の国債整理基金特別会計の一部を改正する法律によりまして六十年の償還ルールというのがスタートしております。その考え方は、建設公債の発行によってつくられます見合い資産の平均的効用发挥期間というものを計算をいたしまして、約六十年である。公共事業等で施設ができますが、そういうものの耐用年数のいわば加重平均でございます。ちなみに、土地なんかは百年と

その後、この耐用年数といいますか、平均的効用発揮期間が変わらないかどうかというチェックもさせていただいておりますけれども、大きな差が出でていないということで、現在もなお六十年償還ルールということを維持させていただいていると。

なお、特例公債の償還期間につきましては、今大蔵大臣から御答弁申し上げましたような経緯でございまして、初めは十年間ということでございましたけれども、財政状況がそれを許さないということからやむを得ず建設公債と同じ六十年償還ということで現在対応させていただいておりますが、これはでき得れば、財政事情が許す限り早期償還に努めるべきものと、剩余金等が発生した場合にはそういったことに資する方向でその財源をを使っていくべきであるということをございますけれども、現実問題といったしましてはそういうたる余裕はない、よし、うまい、才政大臣に置かれて、

○橋崎泰昌君 お次第でござります。補に全くいたしまして、御質問が置かれてし
てはございません。要するに、十年たってみたら、十年間で返すと言つたんだけれども、実は返す余裕がないから、しようがないから六十年にしてくれと、そのようなことをまさか今度の特別債についてはなさらないでしょうね。実は財政が苦しいから返すのをできないんだというようなことでは歯どめなき云々というところに合わないんですね。御覚悟のほどをお願いします。

○国務大臣(藤井裕久君) 繰り返しになりますが、建立与党協議会が新税の創設も含めて、この減税財源のことも含めて一つの結論を出すと合意文書で書いておられる重みというものを私たちは重く受けとめております。

○横崎泰昌君 いずれにしても、国債問題をずっと

だきたいと思つております。
六十年の問題については、最近国債の範
げまして箱物なんかも随分入れ始めました。
ことの結果として、これでいいのかなどとい
な感想を持つておりますが、これは後刻ま
で会をつかまえて議論をさせていただきま

ちょっと質問の局面を変えまして、税収見積もりについてお伺いをいたしたいと思つています。これも前の委員会でもちょっと御質問をして心配だなということを申しましたけれども、平成五年の税収見積もり、第二次補正後は五十五兆六千億円八百億円ということになつております。租税及び印紙収入等の収納状況の一月末の表を見てみると、前年度の決算額が三十五兆五千六百億円になつっています。さらに見ると、本年度の一月末までの進捗状況は三十五兆六千億円、ほぼ同じになつてゐるんです。ところが、税収見積もりは去年の決算額に対して一兆二千億ぐらい多いんですね。このでんいくと一兆二千億ぐらい欠減になるんじゃないかと思いますが、いかがでしようか。

○政府委員(小川是君) 一月末判明しております

税収の状況は全体として委員が御指摘のとおりでございます。ただ、税目別に見ますと、申告所得税あるいは法人税が補正後予算の伸び率を下回つておりますが、他方において源泉所得税、相続税、消費税、有価証券取引税などが補正予算を上回つているわけでございます。したがいまして、ばらつきが税目ごとにございますが、一般会計全体として見れば御指摘の点を心配するような状況ではないと考えております。

ただ、いずれにいたしましても進捗状況が現在のところまだ年度間税収の三分の二にも至つてお

○橋崎泰昌君　まさに今主税局長が言われたところが問題点なんです。要するにそのウエーテの大きい申告所得税とそれから法人税が実は前年度の進歩率よりも低いんです。その低いところで、さらに三月末に回復するだろうか。個人の申告所得税

○政府委員(小川是君) 申告所得税につきましては、これまでの課税実績は平成四年分の確定申告に基づく予定納税分などでございます。したがつて年度全体の動向を見る上では十分参考にならない面がございます。三月十五日に終了しました年分の確定申告にかかるといふのはそのとおりでございますが、これにつきましては国税庁において集計作業が行われるところでございまして、したがいまして、現時点では何ともその動向をまだ把握し得ない状況でございます。

○猪崎泰昌君 要するに、三月十五日に申告があつたけれどもその状況はわからないということですね。実は私は電算機その他で主要税務署について申告が既にわかっているというふうに聞いていますけれども、今は公表できないということながらそれでもいいでしょう。しかし、いろいろ新聞でその他で見ていると法人税の税収も心配だということを、数字は出でていないのですから議論できせんので、心配しているということをまず申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、平成六年の税収は大丈夫かなと。これも予算書がまだ出てきてないものだからここで議論するのはおかしいなとは思うんですけれども、平成六年についても実は減税後の予算案を減税前に直して四・〇%の增收に見込んでおられるんでありますね。これも数字がよくわからない、景気がどう

なるかわからないという意味で若干水かけ論ではありますけれども、どうも民間予測その他を見ますと、来年度の景気の上昇があるのは早くても秋以降、遅ければ来年の当初にかけてということになつてゐるよう思います。

経済企画庁の見通しは名目で四・〇%である、それに対し税収の伸びは四・〇%になつてゐる、租税弹性係数は一・〇であるから非常にまじめに見込んだんだと、こういうお話をございますけれども、実はその一番根幹にある経済見通しの方が怪しくてしようがない。経済企画庁長官がここには出ておられませんのであれども、非常に私は危惧を持つてゐるところでございま

す。

特に、民間の景気予測と政府の予測の違うところは設備投資なんです。消費のところはそんなにひどく違いません。設備投資が違うんです。さつと申し上げたように長期金利が上がっている、設備投資がほとんど上がらないのに、長期金利が上がっているというところが疑問ですけれども、大臣だということをおつしやつてください。

○政府委員(小川是吾) 六年度の税収につきましては、減税前で五十七兆九千億、五年度の第二次補正後税収に対しまして四・一%の伸びで見込んでおりますが、これはこれまでの課税実績や、あるいは今お話しのございました政府の経済見通しに係る諸指標などを基礎に、個別の税目ごとに積み上げて見積もりを行つたものでございます。

政府の経済見通しが名目で四%、そしてGNPで実質二・六%ということになっております。こ

うした経済の姿と、それから個別の情勢を適切に現状において最善の見積もりをしたと、このように考へている次第でございます。

○猪崎泰昌君 税収見積もりは見積もりですから大きく崩れると困りますけれども、まあ見積もりがいいかもしれませんね。ところが、そういうふうに実はなつてないんじやないか、二百万円頭打ちということをされて。どうもあり方答申の

こういう程度にとどめておきたいと思ひます。

考え方方が十分入っていない。いや、本格的な税制

なつておりますが、これをもとにいたしまして個人住民税の減税規模を決めたと、こうしたことによりまして最高限度額は住民税の場合は二十万と

なっています。

そこで、現在かかっております所得税法の臨時措置法ですか、それに移らさせていただきたい

ですが、恐らく時間がなかつたんでしよう、全体として五兆数千億の所得税及び住民税の減税をなさつたんですけれども、非常に単純に二割減税しま

す。

ましようと、こういう話になつておりますよね。

それは恐らく、先ほど一体としてといつて税調の基本的言葉をお使いになりましたけれども、税調の基本的答申とは、あり方についての答申とは相當違つてのことですね。そのように税調のあり方についての答申を大きく外れている理由は何でございま

すか。

○国務大臣(藤井裕久君) 本格的な税制改正をやるということに基づいて税調の答申はできております。しかしながら、先ほどお話をあつたように、本格的な税制改革は年内でやる、とりあえず景気対策としての先行減税をするべしという御決定に基づきました。私どもとしては、それならば本格的な税制改正に絡むような所得税の仕組みの基本をいじるのは妥当でないという考え方のものと、現在の所得税の税制の中で減税をするにはどうすればいいかということから考へた結果である

ということを御理解いただきたいと思います。

○猪崎泰昌君 暫定的な措置、臨時的な措置といふことで恐らく二割ということを決められたんだ

うことです。数字もうまいぐあいに合うなど、ことだと思いますが、実はこの法案を見てみると、二割やるけれども実は二百万円が頭打ちなん

だよというぐあいにござりますね。

あり方答申というのは、実のことを言うと、所

得税が住民税も含めて六五%になるということを緩和し、かつ消費、資産ということをやろうといふことで、高額所得者についても減税をしていかなければいけやいかぬ——高額というものは中間層と言つた方

がいいかもしれませんね。ところが、そういうふうに実はなつてないんじやないか、二百万円頭打ちということをされた。どうもあり方答申の

ことを前提としたとして、所得税とそれ

考へ方が十分入っていない。いや、本格的な税制

なつておりますが、これはいいんだよと

いうことかもしませんけれども、六五%の税制

が適用になる人のところは十数%しか減税の適用

がないわけですね。この考え方を御説明ください。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいま申し上げましたように、本格的減税の前段階としてのいわゆる景気対策の減税であるという位置づけでございま

すから、今猪崎委員言われましたように、本格的減税のときどうあるべきかということは、また御議論のあるような点が非常に重要な点になると思

います。

しかしながら今回の措置は、二割カットで二百万ということは税額で一千万を意味しているわけ

でござります。この一千万円、じゃ夫婦子供二人世帯の給与収入で換算し直すとどのくらいかといふと、三千三百万円でござります。まあ、そい

うに頭を打つのが今のいわゆる単年度減税として

は妥当な姿ではないかというふうに判断をしたと

いうことを御理解いただきたいと思います。

○猪崎泰昌君 承っていますと大変不思議なん

ですね。まあそこら辺でいいんじゃないかと。税制というのはそんなものですか。これは甚だしく

便宜的だと思いますよ。

地方税の方もきょう来ていてると思ひますけれども、地方税の方はもととひどくて二十万で頭打ちであります。なぜ二十万で頭打ちにしたかちょっと教えてください。

○説明員(櫻田信一郎君) 個人住民税におきましても、ただいま所得税につきまして御説明がございましたように、同じような趣旨から最高限度額

お答えになつたように七対三ということからいうと、実は国税が二百万なら住民税は百万ぐらいまでいかないと平仄がとれないということになるん

じゃないでしょうか。

減税額が最初に決まって、勘定してみたら、どうも二十万円ぐらいで頭打ちにしないと減税額の

トータルがいっぱいになり過ぎちゃつてとてもかわぬというようなことばんと決められたん

じゃないですか。ちょっと私は恣意的に思ひます

たように、もともと住民税の場合は、いわゆる高額の所得者につきましては最高税率は所得税よりも低いということござりますので、税率といふ

ことになりますと、おのずとその最高限度額といふことは所得税に比べますと低くなつてくるといふことござります。

○説明員(櫻田信一郎君) ただいま申し上げまし

たことをお聞きいたしております。

これを二十万円というふうにいたしておりますが、こうしておりますのは、今回の所得税の特別

減税の方法

これは先ほど御説明ございましたよ

うに二〇%の定率ということになつておりますが、住民税もこの二〇%の定率減税といふふうにしますことを前提としたとして、所得税とそれ

うことござります。

ちなみに、住民税の納税者のうちの大体九七%ぐらいは実は二十万円の限度額に達しないというような水準でございます。ほんどの方はこの二十万円の限度額におさまるというようなことも勘案したものでございます。御理解をいただきたいと思います。

○橋崎泰昌君 ほとんどの人がおさまるからいいんだという、そういう行政は困るんですね。国民に公平だとかなんとかと言っているわけですか、やっぱりそのところはきちんと整理をしていただく必要があるんじゃないと思うんです。

私は表を先般もいましたけれども、千二百万円くらいの給与所得の方は住民税も二十万の限度を超えないものですから二〇%の減税になるんですけども、それが少し超えることに先に住民税の方が効いてきて減税額が少しずつ減っていく。何ですか、政府は減税額は高額所得者には均れんしくてもいいと思っているんですか。いかがでしょうか。

○政府委員(小川是君) 今、所得税と住民税と両方最高限度額がございますので、所得税の方からまず申し上げますと、先ほど大臣から御答弁いたしましたように、最高限度額二百万円ということは納税額で申しますと一千万円ということになりますがございまして、大まかに頭にあって所得税、住民税全体として五兆五千億という減税をすることになったわけでございます。

その中の減税の仕方として、簡便で、納税者の納めておられる税額に対応してということで二割という減税率を定め、そうしてその上で最高限度額を二百万円といたしましたのは、その規模との関連ともう一つは、所得税につきまして納税額一千萬というの、現在納税額の多額の方について公示制度をとつております。多額納税者ということで一千萬円以上の方については公示が行われ

ているといったようなことをあわせ考え、そこでこの二百万円という限度を決めさせていただいたわけでございます。

住民税は、その後でいわば所得税とのバランスで減税規模が決まり、その中で限度額をつくっていかれた、こういう関係でございますので、やはり、やつぱりそのところはきちんと整理をしていたこの減税規模というものは、こうした具体的な減税の仕組みを考える上で一つの大きな要素であったということは事実でございます。

○橋崎泰昌君 税制を決めるのに、規模が最初に決まっちゃったから、それに合わせたんだと言うんではちょっと情けないんじゃないでしょうか。減税の規模を決めたんなら、決めたと与党が悪いんですよ、どなたが決めたんだかよくわからないけれども、減税規模變らというぐあいに最初に決めちゃって、この中で大蔵省つくれ、自治省つくれと言われたら、それは大蔵省も自治省も困っちゃいますよね。

しかし、それではやっぱりやが悪いんじやないでしょ。税制というのは公平を基本とします。さらに言えば税制上のバランスを必要としまず、税調で六五%はぐあいが悪いんだ、それは勤労意欲も阻害するとかなんとかいろんなことを言っているわけですね。これは臨時だからちょっととの間勘弁してくれよというのでは非常に納得がいかないような気がいたします。気がいたしますが、ここで一生懸命申し上げてもなかなか難しいでしょう。しかしそのことは十分肝に銘じておいてもらいたい、かよう思つております。

相続税法の改正については、税率の適用区分の拡大、それから課税最低限の引き上げ、配偶者の負担軽減措置、四番目に小規模宅地等の特例拡大、五番目に延納から物納への特例創設というの大きな改正点のように拝見をいたしております。

これによる減税額は、しつこく申し上げて申しきれりませんが、まだ予算書を見ていないもの

ですからわからないんですが、減税額は幾らでござりますか。

○政府委員(小川是君) 相続税の改正に伴う減税額は平年度で三千二百二十億円、初年度で千七百二十億円と見積もって計上をいたしております。

○橋崎泰昌君 今言われた当年度で千七百二十億円というのは恐らく税収ベースでお答えになつたんだけれども、それは何ベースですか。課税ベースですか、それとも予算ベースですか。

○政府委員(小川是君) 三千二百二十億円も税収ベースでございます。

○橋崎泰昌君 相続税については、十年前に比べます。税調で六五%はぐあいが悪いんだ、それは七割は不動産が占めるというような状況でござりますから、いわゆるバブルの時代を挟みまして大変に評価額が重なつてしまつたわけでござります。

課税状況を見てみると、平成元年には約二兆四千億、平成二年には約三兆円、そして平成三年には約四兆円の、課税ベースですよ、収入ベースには約四兆円の、課税ベースですよ、収入ベースじゃなくて、がなされているわけでございます。私は、大変相続税について重税感が強いなどとの間勘弁してくれよというのでは非常に納得がいたしました。相続税の改正をぜひやってもらいたいということですかねが、ここに委員会でも申し上げてまいりましたけれども、それがある程度実現をしたのは大変結構なことだと思いますけれども、どうも減税額が少ないんですね。そんなものだらうかと。言つてみれば、これは予算ベースでございますから、課税ベースではありませんから、恐らく三兆円ぐらいをベースにするんだと思いませんけれども、約一〇%ぐらいの減税なんですね。

今、相続税について、これは実は相続税といふのは団体にならないんですね。相続者団体といふのはないものですからぶつぶつ言う人はいないんですね。それなものだから分割して統治せよ、こ

ういうことなんでしょうね。何か意のままにおやりになつておられるような気がするんですね。私は相続税非常に高いと思いますよ。国際比較をしてまいるますけれども、大部分が意のままにやつておられるような気がしますけれども、どうも減税額少ないんじゃないですか。いかがでしょ。

○国務大臣(藤井裕久君) 私は、この委員会いつも申し上げておりますように、相続税というのによって社会の活力を回復するという、これが最大の意味だと思っております。したがいまして一番大事なことは、相続案件が発生したうち、どのくらいの方に相続税を払つていただくかというところがポイントだと思います。

私が橋崎先輩の後を受けて大蔵省に入ったころは、百件相続案件がありますと〇・九ぐらいだったと思うんですよ。一番高くなつたときが全国平均で七・九ぐらいになつて、今六・幾らになつてますとともに既に百人で一件ぐらいになつているところが随分あります。半面、逆に言えば平均がそこまでからもつともっと高いところがあります。ということは、もうはつきり言えば大都会の問題でありますから、大都會の土地問題である、こういう認識を持つてこの減税案はつくらせていただいたわけであります。

すなわち、非常に大きなポイントを事業用あるいは宅地用の小規模相続財産の減税ということに非常に力を入れたつもりでございますし、そういう中で配偶者の方が引き継いでその家に残つていらっしゃりやうといふいうようなケースが多いわけであります。それでも、そういう方々の減税ということに力を入れたということを御理解いただきたいと思います。

○橋崎泰昌君 力を入れたにしては、相変わらず七〇%という最高税率もありますし、相続税についても国民の不満はなかなか直らないというぐあい

いたと思つております。しかし、この問題はやっぱりもう少し時間をかけて、またせっかく改正案を

出していただいだわけですから、改正案の実施を見てやらなければならぬと思います。

私は、この改正案の中で大変評価できると思つておりますのは小規模宅地のところですね。それを六〇から八〇になさったということ、すなわち小規模の相続をなさる方については何かしら、おじさんが死んでしまつたら自分の家におられないといふような状態であることを消すために相当の御苦心をなさつたというぐあいに一応は評価をしているわけでございます。しかし、全体としてはさてどう考えるか。これも土地の値段が今下がりつりますから、そのことの影響はどういうぐあいにこの相続税で出てくるか、それは今後見守るべき問題であらうというぐあいに考へておいでござります。

そこで今度は、当委員会においても前畠委員初め、私なんかもいろいろお願ひをいたしまして、議論をさせていただきました延納から物納への問題でございます。

今回それを実現をしていただいたわけでござりますけれども、これの一番最初は平成二年から平成三年の二年間というような原案であったよう思ひますけれども、いろいろ御議論を願い、三年間にしていただいた、平成元年から三年までの三年間にしていただいたということも措置としては適当であったといふぐあいに思つております。

ところで、この特例対象者はどれぐらいおられますか。

○政府委員(吉川勲君) 特例物納の申請がどの程度出てくるかにつきましては、見込むことが難しうござりますけれども、特例物納の対象となる件数は、現在約七万三千件となっております。昭和六十四年一月から平成三年の十二月三十一日までに相続税に係る延納利用を申請されていました件数は、

○橋崎泰昌君 金額はどれくらいですか。

○政府委員(吉川勲君) 一兆八千億くらいになつ

ております。

○橋崎泰昌君 いずれにしても、七万三千人ですか、二兆數千億というのが全部が全部もちろんそ

り納税の方方に全部満喫していただけるように十分な広報措置をとつておられます。まだ国税庁は法律が成立していないから準備はしていないでしょうかうぐあいに思つております。まだ国税庁は法律が

選択によって物納をお願いするというものが出てくるんだと思いますが、法律を見てみると、六ヶ月間の間に申し出なければならぬ期限が六ヶ月だということになつてますけれども、六ヶ月はちょっと短いんじゃないですか。

○政府委員(小川是君) 今回の延納から物納への

土地の値上がりとその後の下落、取引量の減衰と

いう状況を踏まえての特例措置でございます。

本来は相続税は基本的には金錢であり、例外的

切りかえの申請の制度は、もとより極めて特異な

土地の値上がりとその点だけちょっと。

○政府委員(小川是君) そのとおりでございま

す。

六ヶ月間とされておりますのは申請期間でござ

いまして、それを受け付けた後、執行当局でその

申請の処理に當たるということでございます。

○橋崎泰昌君 実は、この物納というものは非常に

評判が悪いわけですよ。税務署に物納したいと

言つていくと、ああでもないこうでもないと言つてどうも物納をなかなか受け付けてくれないと。

最近は少しそくなつたのかもしれません。しかし

物納をなかなか受け付けてくれないと、

ございます。

物納を受け付けるにはそれなりの制限はあるん

だと思ひますけれども、今回このような改正をし

たことについて、この物納の基準をどうなさるお

つもりですか。

○政府委員(吉川勲君) 今回の物納の特例におき

まして、物納の対象とされる財産は土地のみに

なつておることは御承知のとおりでございます。

ただ、その管理、処分等に対する許可要件につ

いては、法文上、現行の物納制度と同様の定

定の要件のもとで許可できることを明らかにいた

つきましたが、平成四年六月の相続税の基本通達

の改正におきまして、取引相場のない株式や相続

人が居住の用に供している土地につきましても一

た、国税当局といたしましては、許可要件につ

いては、法文上、現行の物納制度と同様の定

定の要件のもとで許可できることを明らかにいた

つきましたが、相続税法四十二条二項に規定する

の地積差が少ない場合の地積更正登記の省略、あ

るいは駐車場等賃貸借契約が締結されている財産

についての許可要件の緩和、あるいは公共の用に

ら、恩赦令みたいなものですから、これをやつぱり納税者の方方に全部満喫していただけるように十分な広報措置をとつておられます。まだ国税庁は法律が成立していないから準備はしていないでしょうけれども、ぜひ早急にやっていただきたい、かよう

と思っております。

それからもう一つ申し上げておきますが、これは許可はおりなくても申請さえすればいいわけですね、六ヶ月間に。その点だけちょっと。

○政府委員(小川是君) そのとおりでございま

す。

六ヶ月間とされておりますのは申請期間でござ

いまして、それを受け付けた後、執行当局でその

申請の処理に當たるということでございます。

○橋崎泰昌君 実は、この物納というものは非常に

評判が悪いわけですよ。税務署に物納したいと

言つていくと、ああでもないこうでもないと言つてどうも物納をなかなか受け付けてくれないと。

最近は少しそくなつたのかもしれません。しかし

物納をなかなか受け付けてくれないと、

ございます。

物納を受け付けるにはそれなりの制限はあるん

だと思ひますけれども、今回このような改正をし

たことについて、この物納の基準をどうなさるお

つもりですか。

○政府委員(吉川勲君) 今回の物納の特例におき

まして、物納の対象とされる財産は土地のみに

なつておることは御承知のとおりでございます。

ただ、その管理、処分等に対する許可要件につ

いては、法文上、現行の物納制度と同様の定

定の要件のもとで許可できることを明らかにいた

つきましたが、平成四年六月の相続税の基本通達

の改正におきまして、取引相場のない株式や相続

人が居住の用に供している土地につきましても一

た、国税当局といたしましては、許可要件につ

いては、法文上、現行の物納制度と同様の定

定の要件のもとで許可できることを明らかにいた

つきましたが、相続税法四十二条二項に規定する

の地積差が少ない場合の地積更正登記の省略、あ

るいは駐車場等賃貸借契約が締結されている財産

についての許可要件の緩和、あるいは公共の用に

いすると、いや普通の物納と同じだよということではどうもちよつとぐあいが悪いと思うんですね。

土地を評価しました。そして土地が下がつてしまふんだと思いますが、それで払えないんです。物納で御許可願いたいと。これはせつば詰まつたものなんですね。お金で払えるものなら払つていますよ。だから、そういうような、今さら売ろうと思つてもその価格ではもちろん売れないから物納をお願いしますと言つているわけですから、評価するときだけ評価しておいて、物納のときは取らないと。特例措置はできけれども、納取納基準というのは厳として守るんだというのでは、ちょっとひどいと言つますと言つておられるわけですから、納稅者がかわいそうなんぢやないですか。

ぜひこれは徳政的なものだという感じを持って

収納を、物納の許可をやつしていただきたいと思つますが、いかがですか。

○政府委員(吉川勲君) 御承知のとおり国税は金

銭納付が原則でございまして、相続税につきまし

ては、財産課税という性格上、延納によつても金

銭で納付することができないような場合、例外的

に納稅者の申請に基づきまして、管理または処分

するのに不適当な財産を除きまして物納を認めて

いることについては御理解をいただきたいと思つ

ます。

ただ、国税当局といたしましては、許可要件につ

いては、法文上、現行の物納制度と同様の定

定の要件のもとで許可できることを明らかにいた

つきましたが、平成四年六月の相続税の基本通達

の改正におきまして、取引相場のない株式や相続

人が居住の用に供している土地につきましても一

た、国税当局といたしましては、許可要件につ

いては、法文上、現行の物納制度と同様の定

定の要件のもとで許可できることを明らかにいた

つきましたが、相続税法四十二条二項に規定する

の地積差が少ない場合の地積更正登記の省略、あ

るいは駐車場等賃貸借契約が締結されている財産

についての許可要件の緩和、あるいは公共の用に

いすると、いや普通の物納と同じだよということではどうもちよつとぐあいが悪いと思うんですね。

土地を評価しました。そして土地が下がつてしまふんだと思いますが、それで払えないんです。物納で御許可願いたいと。これはせつば詰まつたものなんですね。お金で払えるものなら払つていますよ。だから、そういうような、今さら売ろうと思つてもその価格ではもちろん売れないから物納をお願いしますと言つておられるわけですから、評価するときだけ評価しておいて、物納のときは取らないと。特例措置はできけれども、納取納基準というのは厳として守るんだというのでは、ちょっとひどいと言つますと言つておられるわけですから、納稅者がかわいそうなんぢやないですか。

ぜひこれは徳政的なものだという感じを持って

収納を、物納の許可をやつしていただきたいと思つますが、いかがですか。

○政府委員(吉川勲君) 御承知のとおり国税は金

銭納付が原則でございまして、相続税につきまし

ては、財産課税という性格上、延納によつても金

銭で納付することができないような場合、例外的

に納稅者の申請に基づきまして、管理または処分

するのに不適当な財産を除きまして物納を認めて

いることについては御理解をいただきたいと思つ

ます。

ただ、国税当局といたしましては、許可要件につ

いては、法文上、現行の物納制度と同様の定

定の要件のもとで許可できることを明らかにいた

つきましたが、平成四年六月の相続税の基本通達

の改正におきまして、取引相場のない株式や相続

人が居住の用に供している土地につきましても一

た、国税当局といたしましては、許可要件につ

いては、法文上、現行の物納制度と同様の定

定の要件のもとで許可できることを明らかにいた

つきましたが、相続税法四十二条二項に規定する

の地積差が少ない場合の地積更正登記の省略、あ

るいは駐車場等賃貸借契約が締結されている財産

についての許可要件の緩和、あるいは公共の用に

供されている土地についての許可要件の緩和、申請土地内に樹木が存する場合の伐採の不要などの許可要件の緩和等の措置を講じてきたところでございます。

○横崎泰昌君 一生懸命やつていただいていることは、私も通達の改正等があつたということは承知をいたしているところでございますけれども、それは最初の収納のところなんですね。原則論を言わても困るんで、実はこれ特例措置なんですから、延納から物納への切りかえの際には極めて寛大に、そして、この特例措置をせつからこしらえんですから、それが有効に働くようにお願いをいたしたい、御検討を願いたいというふうあいに思います。

そこで、今度は収納された後の話でございますが、収納された後、実は収納しつ放しで、国有財産はとんど売りませんと。これ今伺つただけでも二兆數千億の延納があるわけで、それが全部物納地であるわけじやないでしょうけれども、結局、今徴収部長が言われたように現金のかわりにもらつたものなんだから、それは速やかに現金にしてもらわないで困るんですよ。

国税庁が収納許可をしたものは財務局に移管されるとんでもないと思いつくんですけれども、財務局ではこの収納財産をどのように扱つておられるかお聞かせください。

○政府委員(石坂匡身君) 物納されました財産につきましては、これは他の国有財産と同様に貴重な國民の共有の財産でござりますから適切に処分、管理をしていかなければならぬ、これが大原則でございます。

やや個別論で申し上げますと、まず借地人等がいる不動産がございます。これは借地人等へ売却することが一番適切でございますから、そうした方向に努めているところでございます。それから一般の未利用地の国有地、これは公用、公共用に優先して使うという原則を国有財産行政上確立しております。

したがいまして、こういうものに使うものはそ

ういうふうな用途に充てますけれども、しかしながら、その利用が見込まれないもの、これは民間等への一般競争入札によつて売却をすることといたしました。

これは、最近、監視区域制度が弾力化してまいりましたし、また、売りにつきましたは地価監視との関係で、当然地方公共団体と協議もしなければいけませんが、こうしたこととかなり言わざつて、延納から物納への切りかえの際には極めて寛大に、そして、この特例措置をせつからこしらえんですから、それが有効に働くようにお願いをいたしたい、御検討を願いたいというふうあいに思います。

そこで、今度は収納された後の話でございますが、収納された後、実は収納しつ放しで、国有財産はとんど売りませんと。これ今伺つただけでも二兆數千億の延納があるわけで、それが全部物納地であるわけじやないでしょうけれども、結局、今徴収部長が言われたように現金のかわりにもらつたものなんだから、それは速やかに現金にしてもらわないで困るんですよ。

国税庁が収納許可をしたものは財務局に移管されるとんでもないと思いつくんですけれども、財務局ではこの収納財産をどのように扱つておられるかお聞かせください。

○政府委員(石坂匡身君) 物納されました財産につきましては、これは他の国有財産と同様に貴重な國民の共有の財産でござりますから適切に処分、管理をしていかなければならぬ、これが大原則でございます。

やや個別論で申し上げますと、まず借地人等がいる不動産がございます。これは借地人等へ売却することが一番適切でございますから、そうした方向に努めているところでございます。それから一般の未利用地の国有地、これは公用、公共用に優先して使うという原則を国有財産行政上確立しております。

したがいまして、こういうものに使うものはそ

ところが、国税庁に物納申請をしているのは、まあ取り下げるのも相当あると思いますけれども、一万件を超えてるというような状況で、国税庁から財務局に移管されるスピードがちょっと遅いという感じが私はしています。

そしてさらに言えば、今理財局長のせつからこく答弁でございますけれども、おつしやいましたように一般競争入札ではなかなか進まないんです。それから、今ある御指摘ございましたような納がさらに多くなってくるという関係がございましておりまして、平成五年度に入りましたからこれまでかなり進歩をしておるところでございます。

それから、今ある御指摘ございましたように、物納された土地は、これは多くは小規模な土地であろうと思います。そうした更地等につきましては個人の住宅等のニーズが強いというふうなことも考えられます。これは円滑な売却を促進していくかなければならぬわけでございますけれども、相当地域でありますよ。これは大蔵省行政の中の処理としてどちらまたわかりませんけれども、相当地域がござりますから、まあ大分土地の値段が下がつてしまふんです。物納された土地は、これは多くは小規模な土地であるうと思います。そうした更地等につきましては個人の住宅等のニーズが強いというふうな導入といったことも検討してまいらなければなりません。これは円滑な売却を促進していくかなければならぬわけでございますけれども、相当地域がござりますから、ぜひこれを財政の役に、さつき申し出します。

申請をしても許可されるのは物すごく時間がかかるんですね。

そればかりじゃなくて、物納申請はあるけれども許可された件数というのはごくわずかなんでもありますね。

○政府委員(石坂匡身君) 今、件数を挙げてのお尋ねでございました。

若干その件数につきまして補足して御説明をさせていただきたいのでございますが、国税庁の方に出ております数字は相続人の頭数の数字で件数が上がつてまいります。私どもの国有財産当局の方では国有財産そのものについての件数でござりますので、そのとつて統計に差が若干あるといふことは御承知おきいただきたいと思います。

それから、平成六年におきましたもそうした努力を続けさせていただきたいと思いますし、幸いに

なかなかいきませんので、今申し上げましたようないろいろなやり方の工夫でございますとか、それからマンパワーを集中的に投入する。それから、平成四年に通達をクリアなものに変えておりますけれども、そうしたものを持ちましたので、国税当局とも十分相談をしながら、案件につきまして御指摘の点も踏まえまして早急に片づけられようと努力をしてまいりたいと考えております。

○横崎泰昌君 財政当局としては、急にこういうことが起こつてしまつたのでなかなか準備が整わぬといふのでは何にもならない。

ぜひその点をお考え願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(石坂匡身君) 今、件数を挙げてのお尋ねでございました。

若干その件数につきまして補足して御説明をさせていただきたいのでございますが、国税庁の方に出ております数字は相続人の頭数の数字で件数が上がつてまいります。私どもの国有財産当局の方では国有財産そのものについての件数でござります。

それで、そのとつて統計に差が若干あるといふことは御承知おきいただきたいと思います。

正法案の一番大きな眼目は蒸留酒間の課税の問題といふふうあいに伺っておりますけれども、その間の事情について御説明をいただきたいと思います。

に、仄聞するところによれば、どうもこの酒税改正法案の一部を改正する法律案を拝見しております。実はウイスキーは税率をいじらず、しようと収納していただくようにお願いをいたしました。

ちよつとまた質問を変えまして、酒税法案のことをついてお伺いをいたしたいと思います。

酒税法の一部を改正する法律案を拝見しております。実はウイスキーは税率をいじらず、しようと増税法案になつていてるようございます。

正法案の一部を改正する法律案を拝見しております。実はウイスキーは税率をいじらず、しようと増税法案になつていてるようございます。

ちよつとまた質問を変えまして、酒税法案のことをついてお伺いをいたしたいと思います。

酒税法の一部を改正する法律案を拝見しております。実はウイスキーは税率をいじらず、しようと増税法案になつていてるようございます。

に、仄聞するところによれば、どうもこの酒税改正法案の一番大きな眼目は蒸留酒間の課税の問題といふふうあいに伺っておりますけれども、その間の事情について御説明をいただきたいと思います。

が、いすれにいたしましても、平成五年にはかなりビーチを上げてこちらに引き受けさせていただいているといふことは事実でございます。

それから、平成六年におきましたもそうした努力を続けさせていただきたいと思いますし、幸いに

財政当局の御理解もいただきました予算もかなりつけていただきました。また人間の数もかなりふやしていただいております。ただ、それだけでは

また、今御指摘の蒸留酒のようない税を負担している蒸留酒と低い税を負担してい

る蒸留酒があるということ、そして、そういう点につきまして、おっしゃるように外國の一部からそれについての意見があつたことなどもあ
ると思います。

○檜崎泰昌君 今、酒税全体を増税せにやいかぬ
という状況にあるのかどうか、どうも非常に疑問
に感じて いるんですね。

と申しますのは、政府は所得税の減税までやつ
て消費をふやそと、こういう話で しょう。片方
で酒税への増税をするというのは、どう考えても

終需要の抑制の方に回ってはいるんですね。とんでも譲り合ふ論をしたってそれに決まっているわけです。現に、昭和五十九年に酒税の大改正をやったときに、ビールの課税移出額は三年間当初の数量を超えてはなかつたんです。要するに税金が上がつたのでお酒の消費がとまつたんですよ。

そう言つて申しわけありませんけれども、私も
大変お酒をちょうどいいしている方でして、愛飲家
の一人として極めて奇異に感じんです。何で需
要を拡大したいときに酒税だけをねらって、それ
はいろいろ理屈はあるでしょうけれども、このと
きになぜ總需要を抑制する方向にこの税法の改正
が提案されたか。それについてお伺いしたいんで
す。

○國務大臣（藤井裕久君）　また繰り返しになります
が、今申し上げたような課税負担の割合といふ
ものが下がってきてるということ、そして同じく
蒸留酒の間で非常に税負担の差が大き過ぎて、そ
のことが消費のあり方にもいろいろと特別の態様
のことが消費のあり方にもいろいろと特別の態様

を生じて いる と い う と な ん ど で ござ い ます が、今
横断 委員 の 御 指摘 の 五十九 年 の とき は、私 は 実は
この 委員会 で 大蔵 委員長 を さ せ て いた だ いて お り ま
し た の で よく 承知 を い た して お り ま す。三千二
百 億 円 の 増 収 を 予 定 し た と こ ろ 三 千 七 百 億 円 ぐ ら
い 減 収 に な つ た と い う こ と で、当 時 の 貴 様 か ら と
ら ぬ タス キ の と い う 話 は こ ら い う こ と を 言 る 人 だ
と い う 大 变 な お し か り を い た だ い て お り ま し て、
よ く この こ と は 承 知 を い た し て お り ま す。
そ う い う 過 去 の 反省 な ど に 立 ち ま し て、大 蔵 省

いたしましては、昭和五十九年のときは三千二百億でございましたが、今回初年度では千二百億というような小幅なことをすることによって対応させたいたいわけございまして、きのうも本会議で申しましたように、消費に全く影響がないのかということについては、それはないとは申せないと思います。思いますが、今のような事情とそれから今のような措置によってやらせていただきておりますので、どうぞ御理解をいただきましたいと思います。

○横崎泰昌君 それは小幅だからいいというわけじゃないんですね。問題は考え方の問題ですよ。そして、いや影響ないんだといふやあいにおっしゃったけれども、影響はあるんですね。それをあえてこの不況下において消費を抑える方向にこの税金を出した、税法を提案したということはなぜかということをお伺いをしているんですよ。

要するに、課税の負担の公平やら何やらとおっしゃいましたけれども、そういうことで税を上げるという提案をなさつていただいていいんでしょうか。先ほども、ともかくもうこの法案は経済対策云々ということで、日割れじゃないけれどやつてくれと、こういうお話をございましたけれども、それと比べると随分態度が違うなという感じがしますが、いかがでしょう。

○政府委員(小川是善) 酒税の改正、今回お願いをいたしておりますのは、先ほど大臣から申し上げましたとおり、昨年十一月の税制調査会の中期答申におきまして、酒といった嗜好品に対する課税につきましては、今後とも臨時負担の見直しを行い、適正な税負担水準の確保に努めるべきである。」という答申をいただいて、このところでございます。

そこで、今回この酒について検討を行いました結果、一つは、先ほど来大臣申し上げましたとおり、この総体としての酒にかかる税負担水準が価格の引き上げを通じて若干下がっている。それを全体としてではなく一部回復をさせていただきたい。第二点といたしましては、消費の状況が、い

ゆる低税負担酒、しょうちゅうなどの伸びと、高税負担酒、ウイスキーなどと比較しますと大分変わってきているということから、酒の種類間の税率、税負担の調整を行いたいというのが第二点でございます。第三点が、EC等の諸外国からかねてより蒸留酒間の税率格差については是正を急ぐべしという要請が強まってきてる。これをほつておくわけにもいかないところでございまして、そこでこの厳しい財政事情のもとで若干の税負担の調整をお願いをしたという次第でござります。

もとよりこの千二百億が小さいということではございませんが、消費支出に占める影響から申し上げますと、〇・〇三%程度というのが家計消費に及ぼす影響であるというふうに見込んでおります。

○猪崎泰一君 まあ〇・〇三%だからいいじやないのかそんな議論をなさっておられるよう思いますがれども、ああどうかなと思ひながら御回答を聞いていたんですねが、中期答申にも書いてあるよと、こういうお話をございました。しかし中期答申というのは、実は所得税のことを書いてあるんだけれども、それはやらないんだとこういう話でしよう。それはちょっと置いておいて、しかしお酒のところだけは全部もらっちゃったと、こういう話なんで、バランスがとれないよう私は思いますね。都合のいいところだけやつてあるんですね。そのところはどうも私はおかしいと思う。

それで、酒税間のバランスがうまくとれてないよというのはそのとおりかもしません。私はよくわかりませんけれども、そのとおりかもしませんけれども、それを先ほどちょっとと言われた方向に要するに行っているんです。その方向の方に向かうということはなかなか難しいなというふうに思っているんです。

特に気がかりなのは、先ほどちょっとと言われた諸外国からも言われていると、確かにサッチャーさんのときに片づいたつもりだったんだけれど

○政府委員(小川是君) 酒税の酒類別の税負担のあり方、とりわけ同じ蒸留酒について我が国では酒類別に大きな税負担格差があるといったようなこと、あるいは級別制度というようなものをとつてしたこと、それから価格によって非常に税負担が違うといったようなこと、こういった事柄は昭和六十年代の前半にガットにおいて問題になりましたこと、あるいは従価税も廢止というようなことでございます。蒸留酒の税負担格差の問題につきましては、しようちゅうとうイスキーが当時アルコール一度当たりで十五倍ぐらいたしました。これを相当大幅に改善をいたしたわけでございますが、その後も英國、E.C.その他の国々から、我が国は個々のかつてペナルで勧告を受けたところに従って改善が十分でないということを強く言わされました。とりわけ昨年来このガットの場を通じ、あるいは外交チャネルを通じまして我が国に対しても要請が強く参るようになりました。

そういった意味では、現在五倍強になっておりますこのアルコール一度当たりの税率格差が、今回の一改正によりまして三倍台まで落ちるという改正を御提案をしているというのが経緯でございました。

○横崎泰昌君 税法を拜見していく、ウイスキーについては税率をいじらず、しょうちゅうについて相当大幅な増税をなさっておる。それは今局長が御説明いたいたいのような事情を頭の中に十分描いてやられたものというふうに理解をいたしますけれども、そのところはそういうふうに理解をされるけれども、ほかの酒を一齊に上げちゃうというのはいかがかななど。私は、先ほど申し上げたように愛飲家の一員としてそのことを大衆課税

になるんではないかと、しかも景気対策としては総需要抑制の方に向かうものとして問題がある、かように考へているところでござります。

大蔵大臣の総括的な御感想を聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(藤井裕久君) もう理由はるる申します。今の国際問題のあったことも事実であります。そういう中で、ビールなどは本来の負担の回復からいきますと半分程度に抑えていますし、清酒などはもづと抑えているわけございます。さらに、これを抱っている中小零細の業界でございますね、焼酎とか清酒とか、そういう中小企業対策については引き続いして租税の特別措置をやらせていただきまし、また、清酒業界に対するいわゆる対策費なども出させていただくことによつて、そういう扱つていらっしゃる方々に対する対応は中小企業を中心に十分やらせていただきたいと考えておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

○横崎泰昌君 なかなか理解ができないところでございます。しかし、この問題は一応この程度にして、後でまた採決のときに意思表示をさせていただきたいと思います。

次は、関税定率法等の一部を改正する法律案が議題に上つておりますが、中身を拝見いたしましたと、ウルグアイ・ラウンドでいろんなことが別途決まっておりますので、ことしは定率法としては日切れとかお休みというような感じの法律案であるよう思いますけれども、ウルグアイ・ラウンドに関連して一点だけお伺いをしたいことがあります。

これも要飲家の一人として御質問をさせていただきましたが、どうもウルグアイ・ラウンドではウイスキーとビールの関税をゼロにする。それぞれ八年あるいは十年かかつてゼロにするわけですが、それで国際化がそこで決まつていく、こういうやあいになつてゐるようござりますけれども、その措置は一体どうやあいになさるんですか。

○横崎泰昌君 私は、ウイスキーあるいはビールが国際化して、商品が多様化し、それぞれ競争が行われるということは大変結構なことだといふのがわかるところがございまして、現在ウイスキーあるいはビールについての原料については関税割り当てになつてゐるんじゃないでしょうか。

○政府委員(高橋厚男君) ウルグアイ・ラウンドの交渉の過程で、今御指摘ございましたように、ウイスキー、ビールについてこれが一定の期間を経てゼロになるということ、御指摘のとおりでございます。

ウルグアイ・ラウンドの交渉の過程におきましては、主要国間で特定の分野につきましてその関税を相互に撤廃する、そういうことを通じまして国際貿易を促進するという観点で幾つかのものが検討されました。医薬品でございますとか建設機械等の鉱工業品に加えまして、ビール、ウイスキーにつきましても関税の相互撤廃の議論が行われたわけでございます。

このような交渉の中での、我が国を含みます各国ともそれぞれ困難な事情を抱えている面もあつたわけでございますが、そういう中で、ウルグアイ・ラウンドの成功裏の終結に貢献をするという観点から、大局的な立場に立ちましてビール、ウイスキーを含みます特定の分野につきましての相互撤廃というものの合意をしたわけでございます。

今御指摘ございましたたより、このウルグアイ・ラウンドにおきます農産品の関税引き下げは通常六年間で段階的に実施されるということになつて、後でまた採決のときには意思表示をさせていただきます。

○横崎泰昌君 安定的と言うと非常にきれいに聞こえるんですけども、ビール、ウイスキーの主原料である麦芽について、割り当てをすることによって実は国内産の麦芽を保護するという目的でその割り当て制度ができるんだというぐあいに思います。現在それは何も法律で規定されていないわけではございませんが、行政指導として、常六年間で段階的に実施されるということになつておられるわけです。

これは、関税と国内の産業の保護という意味からいえばバランスが恐らくとれていたんだと思いまます。しかし、すぐゼロになるわけじゃありませんけれども、ゼロになる場面を考えて、外国産のビールあるいはウイスキーが関税ゼロでどんどん入ってくる、ところが国内産のビール、ウイスキーについては実は関税割り当てがあって、そして国内の麦芽糖を購入しなければ関税割り当てがもらえない、恐らく一種の規制になつてくるんだろうと思いますが、そういうふうに理解をしてもらいたいです。

○政府委員(高橋厚男君) 関税割り当て制度によりましてビール、ウイスキー業界では年間需要の九割近い麦芽を無税で輸入できるようになつております。また一方、国産の大麦の保護、麦芽の安定供給ということを図る観点もございまして本制

度が導入されたわけございまして、そういう必要性というのは現在も存続をしているものというふうに理解をいたしております。

○横崎泰昌君 今、ビールあるいはウイスキーの主要原料である麦芽について関税割り当てがあると。なぜ関税割り当てがあるんですか。麦芽原料の安定化をいたしました際に、国産大麦の輸入の自由化をいたしました際に、国産大麦の安定的な引き取りを図るということで必要でございまして、その国産大麦の安定的な引き取りを図りながら、一方、ビール、ウイスキー等に使用いたします麦芽の安定的な供給、そういうものも確保しなければいけないということで関税割り当て制度を導入したわけでございます。

○横崎泰昌君 安定的と言うと非常にきれいに聞こえるんですけども、ビール、ウイスキーの主原料である麦芽について、割り当てをすることによって実は国内産の麦芽を保護するという目的でその割り当て制度ができるんだというぐあいに思います。現在それは何も法律で規定されていないわけじゃありませんが、行政指導として、常六年間で段階的に実施されるということになつておられるわけです。

これは、関税と国内の産業の保護という意味からいえばバランスが恐らくとれていたんだと思いまます。しかし、すぐゼロになるわけじゃありませんけれども、ゼロになる場面を考えて、外国産のビールあるいはウイスキーが関税ゼロでどんどん入ってくる、ところが国内産のビール、ウイスキーについては実は関税割り当てがあって、そして国内の麦芽糖を購入しなければ関税割り当てがもらえない、恐らく一種の規制になつてくるんだろうと思いますが、そういうふうに理解をしてもらいたいです。

○政府委員(高橋厚男君) 今回このウルグアイ・ラウンドの実質合意をいたします過程でオファーをいたしたわけござります。そのオファーを出しますに際しましては、今先生がおっしゃったような麦芽の関税割り当て制度等についても農水省ともいろいろ相談をしたわけでございますが、麦芽の関税割り当ての必要性については先ほど申し

上げましたとおりでございます。

そういうことを前提としたとして、なおビル業界、ウイスキー業界への影響というのも十分勘案をいたしまして、ビルについては八年、ウイスキーについては十年ということで激変緩和を図りながら、国際的な約束であります国際貿易の伸長ということが図れるよう合意をいたしました次第でございます。

○植崎泰昌君 質問を終わります。

○委員長(上杉光弘君) 他に御発言もなければ、内閣提出、衆議院送付の六案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上杉光弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案の修正について清水達雄君から発言を求められております。この際、これを許します。清水君、改正する法律案に対する修正案について御説明いたします。

我が国の経済が、期間、深度において最も長い最大と言われる不況から依然として脱却できない最大の理由は、土地取引が凍結状態にあることと、企業の設備投資が極端に低迷していることにあることは全く異論のないところであります。そこで、土地取引の活性化と企業の設備投資の拡大誘導について税制面からの積極的な対応がなされなければなりませんが、今次税制改正においてはそぞ第一に、土地税制についてであります。

現行の土地の譲渡益に対する課税は、平成三年度に地価高騰に対処するためにとられた極めて高い税率がそのまま残されております。土地取引の実態について見ますと、平成三年の土地の課税譲渡所得は十八兆円であったものが、翌四年には七〇%も急減して五兆四千億円にとどまっています。これは土地の譲渡所得に対する重課によるものであります。

○植崎泰昌君 質問を終わります。

○委員長(上杉光弘君) 他に御発言もなければ、内閣提出、衆議院送付の六案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上杉光弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

のにはなりません。

また、固定資産税の評価額引き上げに伴い、この評価額を課税標準とする登録免許税の税額が激に上昇することに対し、今回の政府の改正案ではその負担調整措置をとることとしております。

が、土地取引の活性化が重要な課題とされている今、思い切った対策が必要であります。

地価税につきまして、平成六年度における固定資産税評価の均一化、適正化を契機として、今後固定資産税の負担の適正化が図られる見通しとされたものと認識しておりますが、当面、現在の地価税負担が土地を有する企業にとって過重な負担となっていること、また、過重な地価税負担が土地の取得者側の意欲を減殺していることを重視すべきであります。そのためには、時限措置として地価税を課税しないことにより、企業の正常な経営能力を回復させるとともに、土地の流動化を促進すべきであります。

第二に、企業の設備投資の活性化についてであります。そのためには、悪化している企業の経営状況を改善するために所有している土地等を譲渡し、企業全体としての収支バランスを図ることが不可欠の要件であります。したがって、法人の土地譲渡益に対する追加課税については、一律に分離して追加課税を行なう現行税制を改め、土地の譲渡益をもつて他の事業に係る赤字分を補てんする場合には、その限りにおいて追加課税の対象から除外すべきであります。これにより、土地の譲渡益を活用した企業のリストラの効果的な進展が期待できるものであります。

以上申し上げました理由に基づき、本法律案に対する修正案の概要について御説明いたします。

第一は、長期譲渡所得の課税の特例についてであります。ですが、平成六年分及び平成七年分の所得税に係る税率を現行の百分の三十から百分の二十に引き下げるとしております。

第二は、法人の一般の土地譲渡益追加課税制度

についてであります。平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等に係る特別税率を現行の百分の十から百分の五に引き下げるとしております。

第三は、法人の土地譲渡益追加課税制度についてであります。この法律の施行の日から同日以後二年を経過する日までの間に終了する各事業年度に係る土地の譲渡等の利益金額が所得金額を超える場合には、その超える金額に相当する金額を土地の譲渡等に係る譲渡利益金額から控除する措置を講ずることとしております。

第四は、地価税の特例についてであります。個人または法人が平成六年または平成七年の各年一月一日に有する土地等については、地価税を課さないこととしております。

第五は、登録免許税の特例についてであります。が、平成六年四月一日から平成九年三月三十一日までの間の措置として、課税標準が不動産の価額である土地に係る登録免許税について、課税標準を固定資産課税台帳の登録価格の百分の三十五とする措置を講ずることとしております。

以上が本修正案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、慎重審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申上げます。

○委員長(上杉光弘君) ただいまの清水君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。藤井大臣。

○国務大臣(藤井裕久君)

この修正案につきましては、土地基本法の基本理念や税体系における資産課税のあり方を踏まえた現行の土地税制の基本的考え方、現下の財政事情等に照らし、政府としては反対でございます。

○委員長(上杉光弘君) これより六案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、た

だいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案など四法案に対し、反対の討論を行います。

関税定率法一部改正案は、皮革・革製品の関税割り当て制度の一次税率枠の大額拡大を図っています。今回拡大により、来年度は自由化直後の基準数量の実に三・四倍もの輸入が認められるこになります。

しかも、政府は、さきのウルグアイ・ラウンドにおいて、一次税率を二割カット、二次税率を五割カットするという追加引き下げ措置をとりましたが、これは国内の零細な皮革・革靴産業とそこ

で働く者の生活を崩壊の危機に導くものであります。

本法案のうち、粗糖関税の引き下げなど、問題のない措置が含まれておりますが、以上の理由から我が党は反対の態度をとるものであります。

次に、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案は、来年度所得税の特別減税等によって見込まれる税収の不足を補うため、総額三兆三千三百三十八億円の赤字国債を発行しようとするものであります。この

本法案により、五年ぶりに赤字国債の発行が行われることになりますが、これにより発行残高が赤字国債発行は、単に所得税減税のためだけではなく、法人特別税の廃止など企業減税の財源の分まで含まれております。

本法案により、五年ぶりに赤字国債の発行が行われることになりますが、これにより発行残高が二百兆円を上回り、財政再建はいよいよ困難となるのであります。

減税の財源は、大企業優遇の不公平税制の是正や軍事費等歳出構造の根本的な見直しによってなされるべきであり、安易に赤字国債の増発に頼る本法案には賛成できません。

次に、酒税法の一部を改正する法律案は、来年度予算の財源対策の一環として、しようと申します。

ワイン、ビール、清酒などの酒税を引き上げるものであります。

特にねらわれたのが大衆の酒であるしょうじゅうであります。その税率は四四%以上引き上げられることがあります。しょうじゅうの税率の大引き上げは庶民の楽しみを奪うとともに、中小のしょうじゅう製造業の経営を一層困難にするものであります。また、財源対策のために真っ先に酒税を引き上げることは、財源不足のツケを安易に庶民に転嫁する典型的であります。

本法案でしょうちゅう乙類製造業者に対し無利子貸付制度を設けていることは賛成しますが、以上の理由から、全体として反対の態度をとるものであります。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、法人特別税を撤廃し大企業の税負担を軽減するとともに、海外投資損失準備金、製品輸入促進税制など大企業優遇の特別措置について対象の拡大等を図っています。さらに、国際共同試験研究促進税制など新しい措置の創設さえ行つております。

また、土地譲渡益重課制度の適用除外の拡大、事業用資産の買いかえ特例の拡大など一連の土地税制の緩和を図っていますが、これは景気対策を口実とした大企業、金融機関の救済策の一環であり、土地税制の基本を損ないかねません。

本法案には、小規模宅地の相続税軽減など賛成できる措置も含まれていますが、全体として以上に述べた問題があることから、反対の態度をとるものであります。

なお、自民党提出の租税特別措置法一部改正案に対する修正案は、バブル期に土地投機に走った大企業を救済するものであり、賛成できません。

以上、政府提出四法案及び自民党提出修正案にこれより順次六案の採決に入ります。

ます、相続税法の一部を改正する法律案につい

て採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税率法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君) 多数と認めます。よつて決定いたしました。

竹山裕君から発言を求められておりますので、これを許します。竹山君。

○竹山裕君 私は、ただいま可決されました関税率法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・日本社会党・護憲民主連合・新緑風会・公明党・国民会議、二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

関税率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢に対処するとともに、国民經濟的な視点から、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分配慮しつつ、調和ある对外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

二 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入國者数の伸長等に伴い、税関業務が増大、複雑化するなかで、その適正かつ迅速な処理に加え、麻薬・覚せい剤、統廃合的財産権侵害物、ワントン条約物品等の水際における取締りの強化が国際的・社会的要請として一層強まっていることから、税関業務の一層効率的、重点的な運用に努めるとともに

に、税関業務の特殊性を考慮して、今後とも中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その待遇改善、職場環境の充実等に段階的努力を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(上杉光弘君) ただいま竹山君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(上杉光弘君) 全会一致と認めます。

よつて、竹山君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤井大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。藤井大蔵大臣。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といしましても御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。

○国務大臣(藤井裕久君) 次に、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特別に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(上杉光弘君) 多数と認めます。よつて決定いたしました。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(上杉光弘君) 多数と認めます。

よつて、本附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(上杉光弘君) 全会一致と認めます。

よつて、須藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とするに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤井大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○委員長(上杉光弘君) 多数と認めます。よつて決定いたしました。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(上杉光弘君) 多数と認めます。

よつて、本附帯決議案を議題とし、採決を行います。

須藤良太郎君から発言を求められておりますので、これを許します。須藤君。

○須藤良太郎君 私は、ただいま可決されました酒税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・日本社会党・護憲民主連合・新緑風会・公明党・国民会議、二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

附帯決議(案)

酒税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を朗読いたします。

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 酒類の販売業免許については、今後とも、消費者の利便及び流通実態の推移を勘案しつつ、財政物資及びアルコール飲料としての商品特性を踏まえた適切な運用を図るよう努めること。

一 今回の酒税の改定が小売価格の不当な値上がりにならないよう十分に指導すること。

一 清酒及びしおうじゅうが我が国固有の伝統ある酒であることから、その製造業者に對し、引き続き、振興対策を講じるとともに、酒類は財政物資であることから、酒類用原料米の安定供給の確保に努めること。

一 有る酒であることから、かんがみ、その製造業者に對し、引き続き、振興対策を講じるとともに、酒類は財政物資であることから、酒類用原料米の安定供給の確保に努めること。

ます。藤井大蔵大臣。

○国務大臣(藤井裕久君)　ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。

○委員長(上杉光弘君)　次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。さす、清水君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君)　少數と認めます。よつて、清水君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君)　多數と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(上杉光弘君)　須藤良太郎君から発言を求められておりますので、これを許します。須藤君。

○委員長(上杉光弘君)　私は、ただいま可決されました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議、二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一　国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、引き続き、公平・公正の見地から租税制全般にわたる不斷の見直しを進めること。

一　複雑・困難であり、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納稅環境、業務の一層の複雑化・国際化、更には制度改正等に伴う事務量の増大に対応しつつ、税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等從来

の経験等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保につき特段の努力を行うこと。

なお、六案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

み、要員の確保等物納申請処理の体制整備に引き続き努めるとともに、国有財産である物不動産の適正な管理・処分の観点から、財務局におけるその業務処理体制等の一層の見直しを行い、また、業務量に見合った要員の確保に努めること。

一　納税者意識の向上のための啓発活動の充実及び納税者意識の応接のための庁舎環境の改善など、納税者サービスの一層の向上を図るよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(上杉光弘君)　ただいま須藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君)　全会一致と認めます。

されまし附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上杉光弘君)　全会一致と認めます。

よつて、須藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、藤井大蔵大臣から発言いたします。

ただいまの決議に対し、藤井大蔵大臣から発言を認められておりますので、この際、これを許します。藤井大蔵大臣。

○国務大臣(藤井裕久君)　ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。

第三十一条第一項中「百分の三十」の下に「(平成六年分及び平成七年分の所得税については百分の二十とする。)」を加える。

第三十二条の二第二項第十号の改正規定中「第七十条の二第二項第十号」を「第七十一条の八」を「第七十二条の十一」を「第七十二条の八」を「第七十二条の十一」に改める。

第三十九条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六十二条の三第五項中「次項及び第七項」を

○委員長(上杉光弘君)　全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、六案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上杉光弘君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

〔参考〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中 第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(第六十二条)

租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六十二条の三第五項の改正規定から同項の次

二　前号に掲げるものの以外の土地の譲渡等 当該土地

の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分

の五の割合を乗じて計算した金額

える。

第五節の三の節名中「特別税率」を「特別税率等」に改める。

第六十二条の三第一項及び第四項の改正規定中「第六十二条の三第一項中第七項」を「第六十二条の三第四項」に改め、同改正規定の前に次の

第一項、第八項に改め、「法人税の額に」の下に「第六十二条の三第四項」に改め、同改正規定の前に次の

二条の三第四項に改め、同改正規定の前に次の

二条の三第六項に改め、これらの改正規定の前に

第六十二条の三第五項中「次項及び第七項」を

第六十二条の三第六項に改め、これらの改正規定の前に

第六十二条の三第五項中「次項及び第七項」を

